

京都地区協議会アーカイブス運用指針（ガイドライン）

（目的）

京都地区協議会での様々な取組について、記録を電子的に保存し公開することによって、情報の共有と協議会のさらなる発展に活用できるようにすることを目的とする。

（保存場所）

協会 HP のサーバ内に保存し、京都地区協議会のサイトで閲覧できるようにする。

（保存・管理）

ホームページ委員会で保存・管理を行う。

（保存対象資料）

保存対象は次のとおりとする。

- （1）協議会 開催案内 議事要録
- （2）研究会 開催案内 資料（講演者等の著作権上の許諾が得られたもの）
- （3）その他保存が必要と認められるもの

（著作権許諾）

研究会資料については、研究会検討委員会が著作権者に『私立大学図書館協会 HP での登録・公開許諾書』により、著作権法上の許諾を得る作業を行う。

（改廃）

本運用指針の改廃は、協議会の議を経て行う。

（附則）

この運用指針は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。